資料5

さいたま市の再犯防止の進捗状況について

令和4年10月24日

さいたま市　保健福祉局

福祉部　福祉総務課

①　さいたま市再犯防止推進計画

地方公共団体

≪行政サービスの提供≫

➢「住民に身近な行政」として、再犯防止の観点を踏まえ、国と連携・協力した事業実施が求められている。

連携・協力

国

≪刑務所等での指導・支援≫

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援　等

再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施

さいたま市再犯防止推進計画の策定

【計画策定の考え方】

➢ 本市が実施する更生支援や再犯の防止等に資する取組及び犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供してきた各サービス（事業）などで、更生支援や再犯防止につながる可能性がある取組を計画に記載する。

➢ これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった取組に対し、再犯防止の観点が反映される契機とする。

➢ 日頃から市民に提供している再犯防止に資する各種サービスを着実、適正に実施することで、犯罪をした者等の更生支援や再犯防止につながり、国や県が掲げる目標に寄与する。

【基本目標】

➢ 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

【期間】

➢ 令和3年度から7年度までの5年間

【構成】

第1章	計画の概要	計画の趣旨・国や県の状況 計画の基本方針や重点項目　等
第2章	関連する施策の展開	重点項目別の現状と取組の方向性 再犯防止等に関連する取組
第3章	再犯防止を取り巻く状況	犯罪者処遇の概要　／　市における犯罪の発生状況　／　市を取り巻く再犯に関する状況
第4章	**計画の推進体制**	**さいたま市再犯防止推進協議会を設置**
資料	法律・計画、用語集 さいたま市再犯防止推進計画協議会　等	国の再犯防止推進法　／　国の再犯防止推進計画　／　協議会の開催状況及び委員構成　等

②　さいたま市再犯防止推進協議会

【さいたま市再犯防止推進計画（抄）】

第4章　計画の推進体制
（協議会を設置し、）**計画の進捗状況**について意見を聴取しながら定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行います。
（協議会を活用して、）**委員相互の情報共有や意見交換等**を行い、これまで以上に**連携**を強化することにより、地域における再犯の防止等に関する取組を**協働**して推進していきます。

【さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱（抄）】

（所掌事務）
第2条 協議会は、次に掲げる事項について**意見聴取**を行うものとする。
（1）**さいたま市再犯防止推進計画の推進等**に関すること。
（2）前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関すること。

さいたま市再犯防止推進協議会

議題（1） さいたま市の再犯防止の進捗状況について

- **計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、進捗状況について意見を拝聴する。**

議題（2） 国・民間団体等の動向に

- **地域の再犯防止に関する取組において協働体制を構築し、再犯防止を推進するため、委員相互の情報共有や意見交換等を行う。**

③　さいたま市再犯防止推進計画の進捗状況

【進捗状況：令和3年度の取組】

➢ **事業ごとの令和3年度の取組内容、実績・成果、達成度**について、各所管より報告をいただきました。

計画に記載されている内容を転記しています。

計画に掲載されている事業について、令和3年度に行った取組内容について記載しています。

総合振興計画基本計画実施計画（以後、総合振興計画という）をはじめとした各事業計画において、再犯防止推進計画に掲載している取組に関する目標等を設定している場合は、令和3年度の目標とその計画名を記載しています。
計画により目標を設定していない事業や設定が困難な事業については「―」を記載しています。

令和3年度の目標または令和3年度の取組内容に対する成果等を記載しています。その際、再犯防止や更生支援に係る連携をした取組等については具体的に記載しています。

事業番号	計画に掲載している標題	計画に掲載している事業内容	令和3年度の取組内容	令和3年度目標	令和3年度実績・取組の成果	達成度
1	ワークステーションさいたまにおける取組	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施しました。	○ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数　120人 ○ワークステーションさいたま施設利用者数　7,200人 （総合振興計画実施計画：事業11-1-4-02）	・（ワークステーションさいたまにおいて就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施することにより）ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数　306人 ・ワークステーションさいたま施設利用者数　7,936人	A

☞ 詳細は**資料6「令和3年度さいたま市再犯防止推進計画進捗管理表」**を参照してください。

➢ **令和3年度の達成度**は、以下の基準としました。

A：目標を上回った
例）目標に対し実績が概ね110%以上/事業予定を前倒しで実施できた/予定を超える成果があった

B：目標を達成した
例）目標に対し実績が概ね90%以上110%未満/事業予定を概ね実施できた

C：目標を下回った
例）目標に対し実績が概ね90%未満/事業予定の一部もしくは全部を実施できなかった

ー：新型コロナウイルス感染症の影響により目標を達成不可/事業を実施不可

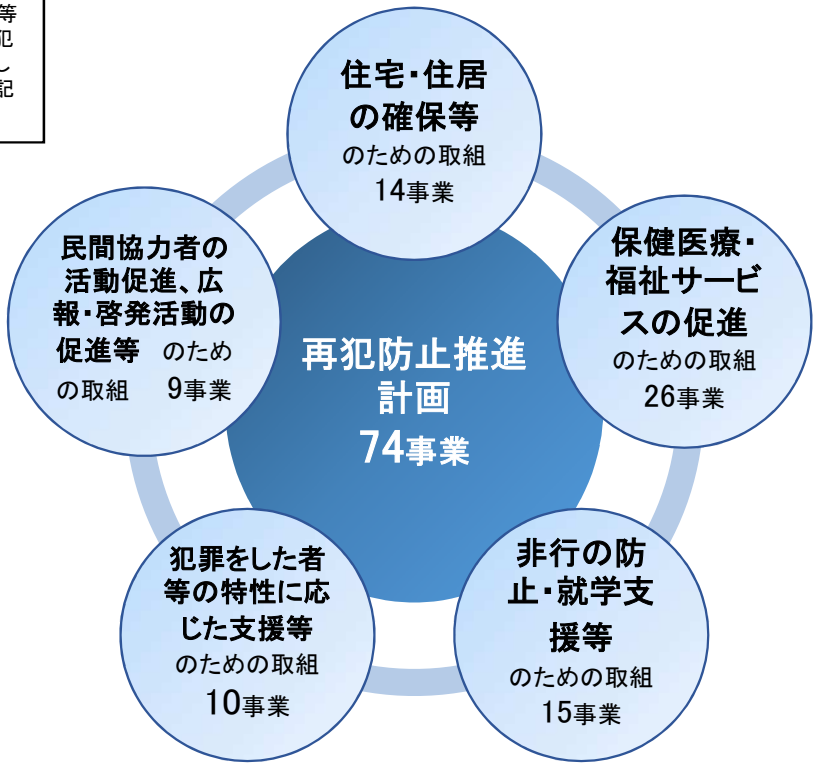

④　令和3年度の取組と達成度

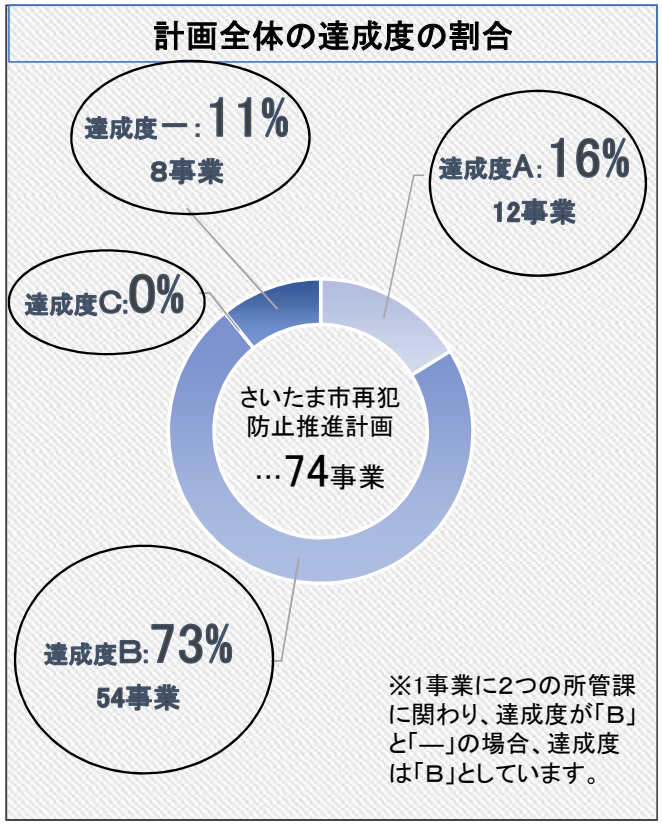

【各達成度の内訳：定量的評価と定性的評価】

・定量的評価：総合振興計画基本計画実施計画、その他の計画上の目標値に対して、達成度を評価

・定性的評価：目標値を設定せず、実施の状況により、達成度を評価

	計画全体	（内訳）	
		定量的評価	定性的評価
達成度A	12事業	12事業	なし
達成度B	54事業	16事業	38事業
達成度C	なし	なし	なし
達成度—	8事業	2事業	6事業
合計	74事業	30事業	44事業

⑤各事業の進捗状況
1　就労・居住の確保等のための取組…14事業

（1）就労の確保等
①就職に向けた相談・支援等の充実（7事業）
②犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上（3事業）
（2）住居の確保等（4事業）

【達成度割合（再掲含む）】

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
1（1）① 事業番号3　さいたま若者自立支援ルームにおける取組 社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や就学に向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	➢ 若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合　64.3%（目標：64%） ➢ 若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数　88人（目標：55人）	A
1（1）① 事業番号7　障害者への就労支援に関する取組 障害者に対し、就労準備性を高めるため、パソコン講座や就活講座等の各種講座を実施するとともに、就労に繋げるため、企業での実習を実施しました。 就職後はジョブコーチによる職場定着支援を行ったり、離職予防のため余暇活動講座等を実施しました。	➢ 障害者総合支援センター登録者の就労増員数（在宅就労含む）　91人（目標：90人） ➢ 受入協力企業での実習件数　45件（目標：45件）	B

⑤各事業の進捗状況
1　就労・居住の確保等のための取組…14事業

【主な事業の状況（つづき）】

取組内容	実績・成果と達成度	
1(1)② 事業番号8　協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点の取組 建設工事に係る競争入札参加資格審査時に、協力雇用主へ加点を行いました。	➢ **令和3・4年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者に対して、発注者別評価点として10点の加点を行いました。**	B
1(2) 事業番号12　住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進に関する取組 保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度について、市報への掲載等により周知を行いました。 居住支援団体との連携により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援の推進を図りました。	➢ **セーフティネット住宅登録戸数　5,621戸（目標：5,300戸）** ➢ **居住支援協議会の活動を通じて、居住支援に係る7団体と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた支援を行いました。**	A

⑤各事業の進捗状況
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組…26事業

（1）高齢者又は障害者等への支援等
①保健医療・福祉サービスの提供に関する取組（11事業）
②関係機関・団体との連携の強化（7事業）
（2）薬物依存を有する者への支援等（8事業）

【達成度割合（再掲含む）】　※1事業に2つの所管課に関わり、達成度が「B」と「―」の場合、達成度は「B」としています。

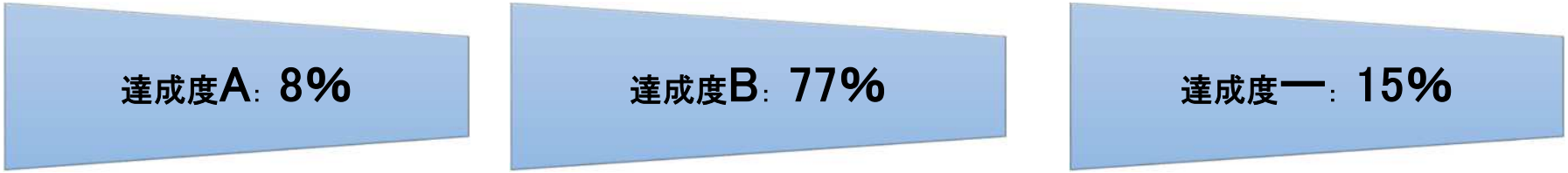

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
2(1)①　事業番号14　包括的な支援体制の構築 福祉の複合的な課題を抱える市民等に対応するため、4区に相談支援包括化推進員を配置し、福祉丸ごと相談センターを開設しました。	➢ 福祉丸ごと相談センターを4区に開設し、適切な支援のコーディネートを行いました。 ➢ 関係機関同士が連携して課題に対応する体制の整備が進み、犯罪をした者等も含めて複合的な課題を抱えた方からの相談を受ける体制の整備に寄与しました。 ➢ 窓口利用者の満足度　96%（目標：60%）	A
2(1)①　事業番号22　生活困窮者自立支援制度における取組 生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	➢ 各区役所福祉課内に設置された「生活自立・仕事相談センター」にて、延べ10,091名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。	B

⑤各事業の進捗状況
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組…26事業

【主な事業の状況（つづき）】

取組内容	実績・成果と達成度	
2(2)① 事業番号29 薬物依存症者本人および家族等への支援 薬物依存症者本人、家族等からの相談に対し、電話や面接等で、保健医療・福祉サービスの利用促進に関する助言等の支援を行いました。 薬物依存者本人及び家族等へ、相談対応や保健医療・福祉サービス利用の促進等の支援を行いました。	➢ **薬物依存症者本人及び家族等に対する電話相談対応　36件** ➢ **薬物依存症者本人及び家族等に対する面接相談対応　89件** ➢ **依存症に関する個別相談会　4回実施** ➢ **薬物依存者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接、訪問などの相談支援を延63件実施し、薬物依存に対する対応方法や医療機関情報の提供、地域で生活していくための福祉サービスの利用の促進をしました。**	B
2(2)① 事業番号30　同上 依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法の講義、当事者の体験発表、グループワークを実施しました。	➢ **依存症家族教室を2クール（3回1クール）実施し、延べ34名の参加がありました。** ➢ **新たに依存症家族教室の修了者向けのグループを実施（月1回）し、延べ26名の参加がありました。**	
2(2)① 事業番号31 薬物を含む依存症に対する相談支援ネットワーク構築と人材育成に関する取組 依存症支援者研修会を実施しました。 また、埼玉ダルク等の依存症関連団体へ技術支援を実施しました。	➢ **依存所研修会実施　2回　（研修会参加者延べ132名）** ➢ **埼玉ダルク、さいたまマックへ出張し技術支援を実施　各5回**	B

⑤各事業の進捗状況
3　非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組…15事業

①修学支援等に関する取組（5事業）
②非行防止に関する取組（10事業）

【達成度割合（再掲含む）】

達成度A：20%　**達成度B：73%**　**達成度―：7%**

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
3①　事業番号39　生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組 生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援、居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。	➢ 生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、犯罪をした者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。 ➢ （学習支援）中高生教室の出席率　53.2%（目標：40.6%） ➢ 小学生教室の出席率　81.4%（目標：62.6%） ➢ 教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率　100%（目標：98.1%）	A
3②　事業番号42　非行防止教室の開催 関係機関や団体への協力依頼、各校で実施した非行防止に向けた取り組み状況について集約を行い各校の実践内容について学校・警察連絡協議会や研修会において周知した。	➢ （市立小・中・高等・中等教育学校において）薬物乱用関係に取り組んだ学校　93.4% ➢ ネットトラブル関係に取り組んだ学校　94.6% ➢ 関係機関と連携した「非行防止教室」を実施した小・中・高等学校　89校 ➢ 「令和3年度非行防止に向けた取組」として取り組みを行った市立小・中・高等・中等教育学校　100%	B

⑤各事業の進捗状況
4　犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組･･･10事業

①少年・若年者に対する支援等に関する取組（8事業）
②女性の抱える問題に応じた支援等に関する取組（1事業）
③発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等に関する取組（1事業）

【達成度割合（再掲含む）】

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
4①　事業番号51　なんでも子ども相談窓口における取組 「なんでも子ども相談窓口」において総合相談員を配置し、電話・窓口・メール等による相談に対応しました。	➢ 複雑で困難な相談に対しては、子ども家庭総合センター内の専門機関と連携し、必要な支援に速やかに繋がるよう支援しました。 ➢ なんでも子ども相談窓口における相談対応　4,360件 ➢ 総合相談窓口利用者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合　98.4%（目標：95%）	B
4③　事業番号55　発達障害者支援センターにおける取組 発達障害者社会参加事業では、当センター継続相談者を対象に、「居場所」や「日中体験活動」の場・機会を提供しました。 学生向けキャリア形成支援事業では、発達障害者支援に関する知識・情報を普及させるため、講座をとおして二次障害の予防とその人らしい社会参加の在り方を考える機会を設けました。	➢ 発達障害者社会参加事業の取組みを継続的に活用することができた人の割合　67%（目標：67%） ➢ 学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座における「内容が理解できた」と回答した参加者の割合　93%（目標：90%）	B

⑤各事業の進捗状況
5　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組…９事業

（1）民間協力者の活動の促進
①民間団体等に対する支援（3事業）
（2）広報・啓発活動の推進等
①再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進（5事業）
②民間協力者に対する表彰（1事業）

【達成度割合（再掲含む）】　※1事業に2つの所管課に関わり、達成度が「B」と「―」の場合、達成度は「B」としています。

【主な事業の状況】

取組内容	実績・成果と達成度	
5(2)①　事業番号58　社会を明るくする運動 犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める広報、啓発活動を実施した。	➢ **国、県と連携し、さいたま新都心大型モニターで再犯防止に関する広報・啓発動画を放映することにより、啓発活動の推進に取り組みました。**	B
5(2)②　事業番号60　保護司の表彰 さいたま市社会福祉大会を開催し、功績が顕著な保護司を表彰した。	➢ **犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献した保護司に対して、その長年にわたる功績を表彰（市長表彰：4名、社協会長表彰：10名）することにより、意欲、やりがいの向上に繋げました。**	B

⑥　さいたま市の広報・啓発活動等

さいたま市再犯防止推進計画リーフレット

- 令和４年３月、再犯防止の現状等及び犯罪や非行をした人やその支援者の方（家族・保護司・更生保護・福祉等の関係機関・団体の職員等）が必要な支援につながるよう、地域の再犯防止に資する**相談先・連絡先**をまとめたリーフレットを作成しました。

- 地域の再犯防止に関する取組（窓口）を集約することにより、①**支援ネットワークの基礎を構築し支援につながりやすい環境を整備**するとともに、②**市民に周知・啓発**することで、**「すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指す」機運の醸成**を目的としています。

リーフレットの構成	
第１部　再犯防止とは	・再犯の現状　・再犯防止の必要性　・再犯が起こる原因等
第２部　相談窓口一覧	・窓口名称　・支援制度概要　・連絡先等

- 配布先
  市再犯防止推進協議会構成機関
  更生保護関係者（保護司会・更生保護女性等）
  民生委員
  市関係所管課

再犯防止推進の広報・啓発活動等

【広報・啓発活動】

☞ 令和４年４月、**福祉事務所職員等研修**において、**「再犯防止とは」、「再犯防止の重要性」「再犯防止に資する相談窓口」等を内容とした講義**を行いました。

☞ 令和４年７月、**第72回社会を明るくする運動及び再犯防止啓発月間**のポスターを庁舎に掲示しました。

☞ 令和４年７月、**東京矯正管区**と連携し、**各区役所区民課の電子掲示板**にて、**再犯防止啓発動画**を放映しました。

【参考】

☞ 令和４年10月、**第72回社会を明るくする運動**が、さいたま市**浦和区岸町公民館**で開催されました。**さいたま浦和地区保護司会浦和支部**が主催し、社会復帰、立ち直りを支えることの大切さを呼びかけました。

☞ さいたま市のホームページにおいて、**再犯防止に関する情報**欄をつくり、イベントやセミナー等の情報を掲載しています。**共有したい情報がございましたらお寄せください！**

⑦　犯罪をした者等に関わる取組事例

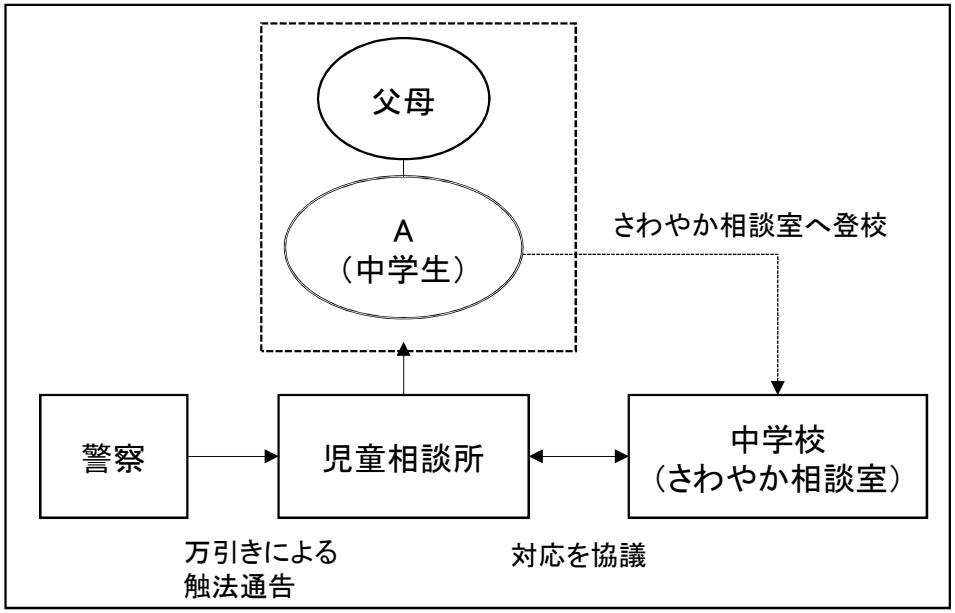

[事例の状況]

対象者：A（中学生）

世帯構成：父、母、A、兄、弟

世帯の状況：小学校6年生から、Aは不登校の状態。
父母は、Aの問題行動に困り果てていた。
（昼夜逆転の生活、家財を無断で売却する　等）

[事例の経過]

➢　令和元年度（A：中学1年生）
・4月と6月に、警察からAの万引きによる触法通告が児童相談所に入った。
・通告を受けて、児童相談所がAとの関わりを開始。
面接を通じ、Aの特性や問題行動の原因などを把握するとともに、併せて父母とも定期的に面接を行った。

➢　令和2年度（A：中学2年生）
・6月に再度、触法通告が児童相談所に入った。
・Aは、担任からの働き掛けがきっかけで、7月頃から、中学校に設置されている「さわやか相談室」に登校し始めた。
・児童相談所と中学校の間でも、情報共有や対応を協議するため、ケースカンファレンスを実施。さわやか相談室において、Aの居場所となるよう受入れを継続することを確認した。

➢　令和3年度（A：中学3年生）
・令和2年6月以降、Aが万引きを行っていないことを確認。
・児童相談所にてA、父母と面接を行い、改めて生活の見直しなどを行った。
（万引きの再発が無いこと、さわやか相談室との関係が継続していることから、児童相談所の関わりは終了とした。）

※触法通告 …警察は，触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）を発見した場合は，児童相談所等の関係機関へ通告する。

※さわやか相談室…中学校内にある「さわやか相談室」において、さわやか相談員が、中学校区内の児童生徒及び保護者を対象に教育相談を行う。また、心の専門家のスクールカウンセラーによる相談も受け付けている。

（参考）さいたま市HP

さいたま市における再犯防止の取組について

› このページを印刷する

なぜ、再犯防止の取組が必要なのか

全国の刑法犯認知件数が減少を続ける一方で、検挙者の約半数が再犯者であることが課題となっています。
市民が犯罪被害に遭うことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくためには、再犯を防止することが重要となります。
再犯を防止するためには、犯罪や非行をした人たちが、社会に復帰した後も、国・地方公共団体・民間団体の連携によって、地域で孤立することがなく生活を送ることができるよう、切れ目のない支援が重要となります。

さいたま市再犯防止推進計画

平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、地方自治体にも再犯の防止等に関し、施策を実施する責務があることが明記されました。
本市においても、法の趣旨を踏まえ、再犯の防止等を推進するための基本となる方向性等を定めるとともに、本市で実施している施策をとりまとめ、本計画を策定するものです。

計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定

計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

計画の内容

■さいたま市再犯防止推進計画【概要版】
さいたま市再犯防止推進計画【概要版】

■さいたま市再犯防止推進計画（全文）
さいたま市再犯防止推進計画

■さいたま市再犯防止推進計画（分割版）
表紙、はじめに、目次
第1章（1～5ページ）

さいたま市再犯防止推進リーフレット

犯罪をした人やその支援者の方（家族・保護司・更生保護・福祉等の関係機関等）が必要な支援につながるよう、地域の再犯防止に資する相談窓口等をまとめたリーフレットを令和4年3月に作成しました。

ダウンロードファイル
■さいたま市再犯防止推進リーフレット
さいたま市再犯防止推進リーフレット

■再犯防止に資する相談窓口（一覧版）
再犯防止に資する相談窓口一覧（一覧版）

再犯防止に関する情報

■再犯防止啓発月間
「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条では、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨が定められています。

再犯防止啓発月間（法務省ホームページ）（新しいウィンドウで開きます）

さいたま市においても、区役所（北区、緑区を除く）区民課の電子番号案内表示機で、啓発動画を放映いたします。
放映期間：令和4年7月1日（金）～7月15日（金）
※土曜・日曜を除く
（動画イメージ）

■再犯防止・更生支援セミナー（令和4年7月13日）※関東更生支援ネットワーク主催
関東更生支援ネットワークが主催するセミナーが開催されます。
詳細については、法務省　東京矯正管区更生支援企画課へ直接お問い合わせください。

ダウンロードファイル
再犯防止・更生支援セミナーのお知らせ

関東更生支援ネットワーク（法務省ホームページ）（新しいウィンドウで開きます）